

イノベート川崎ネクスト
(川崎臨海部研究開発機能強化補助金)
手引き

【第2版】

川崎市臨海部国際戦略本部
令和8年4月

対象期間：令和10年3月31日まで
(上記期間内に認定申請書が提出されたものが対象となります。)

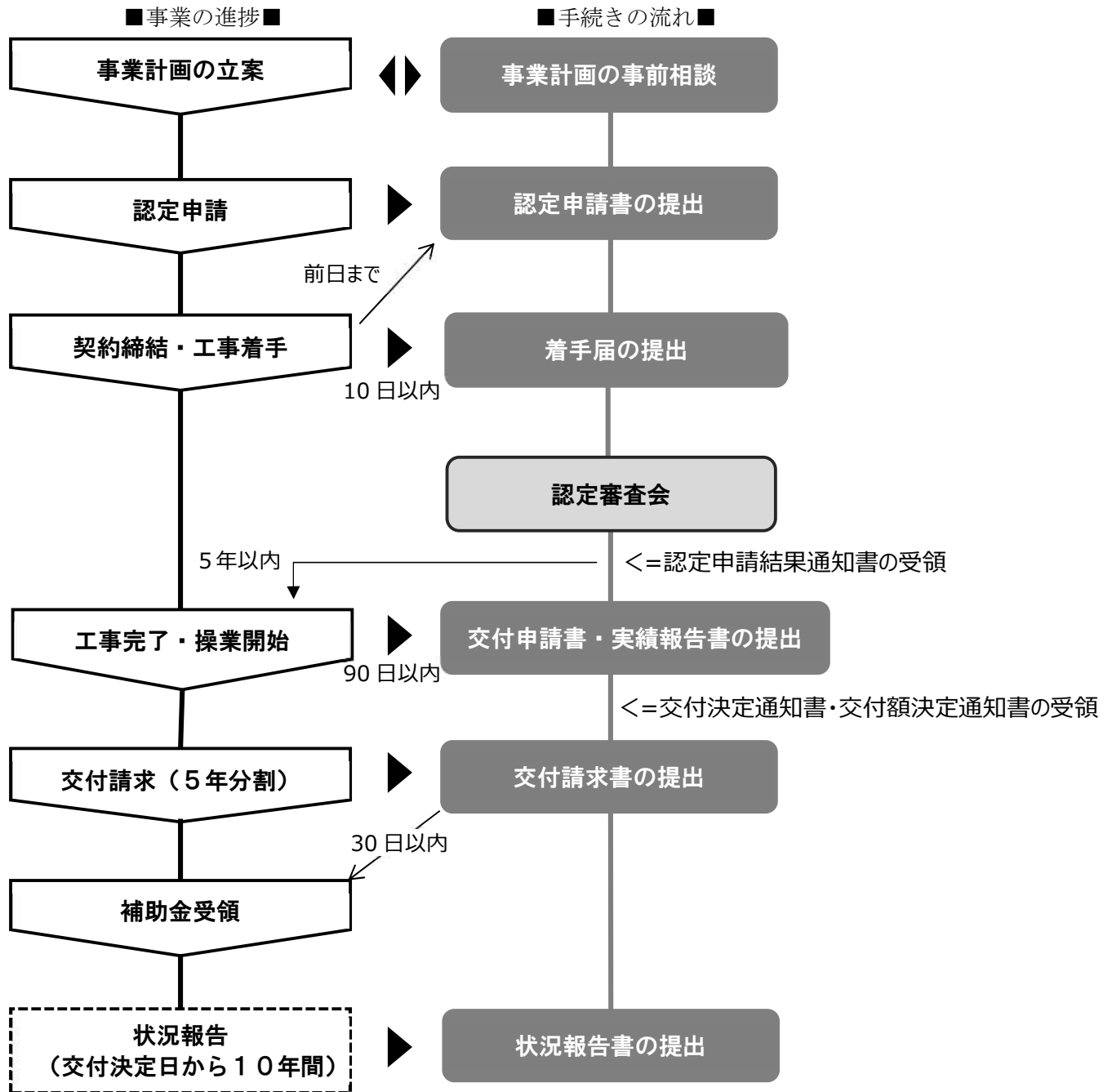
目 次

1	手続きの流れ	1 ページ
2	制度内容	3 ページ
3	補助対象の内容	7 ページ
4	提出書類	10 ページ

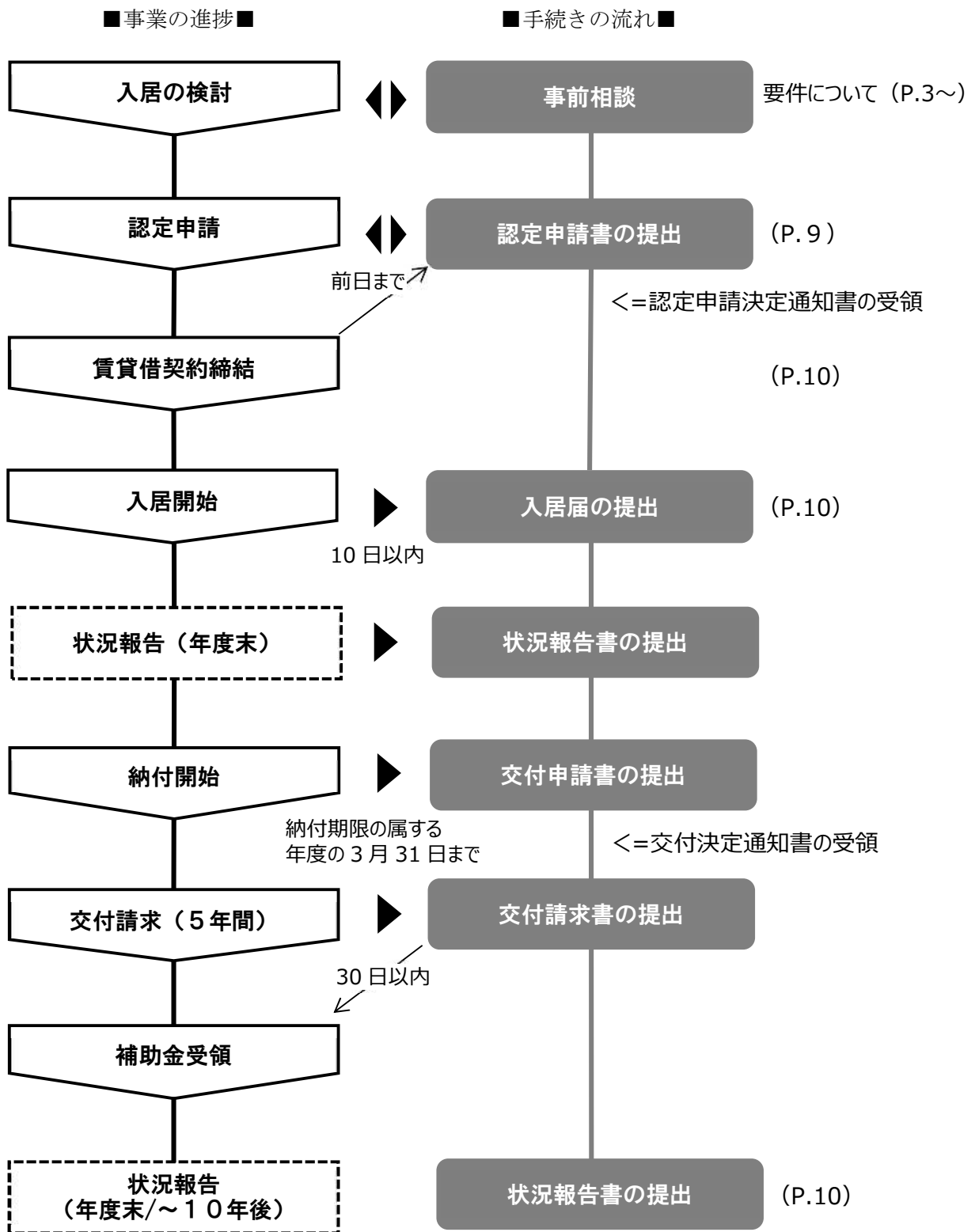
1 手続きの流れ

「川崎臨海部研究開発機能強化補助金」の申請等に係る手続きの流れは以下のとおりです。
まずは、認定申請書の提出前に、川崎市臨海部国際戦略本部へ御相談ください。

1. 自社活用型、賃貸 R&D 型



2. テナント入居者支援



2 制度内容

1. 対象地域

川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域（キングスカイフロント及び南渡田地区）

川崎臨海部

川崎区内における

- ・産業道路（主要地方道東京大師横浜線）以南の区域
- ・多摩川リバーサイド地区（国道 409 号以北（港町から殿町 3 丁目の間）の区域）
- ・都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域「羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域」及び「浜川崎駅周辺地域」



2. 適用要件及び支援内容

研究施設整備支援	対象事業・要件		補助率	補助上限額
	① 自社活用品	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が 50 億円以上（中小企業は 5 億円以上） ・常用雇用者数が 50 人以上（中小企業は 10 人以上） 	研究所：12% 事務所・工場：9%	
② 賃貸 R&D 型	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額が 20 億円以上（中小企業は 5 億円以上） 	6%		
③ テナント事業者支援	対象者・要件		補助の内容	
	<ul style="list-style-type: none"> ・②で新設した賃貸 R&D 施設に入居するテナント事業者 ・研究所及び工場の用に供するために入居すること。 		入居後 5 年間、法人市民税（法人税割）又は、固定資産税（償却資産）相当額を補助	

① 自社活用品 事業者が、自ら（企業集団に属する企業を含む。）が建物を建築し、又は取得し、研究開発等を行うことを目的とした施設を新設すること。

② 賃貸 R&D 型 事業者が、研究所として賃貸することを目的とした施設で、研究用の共用機器等を有するものを新設すること。

※カーボンニュートラル要件として、①自社活用品及び②賃貸 R&D 型ともに従来の同種施設と比較し、温室効果ガスの排出量の削減が図られる施設を補助対象とします。

本市では、「脱炭素戦略『かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050』」や「地球温暖化対策推進基本計画」において、脱炭素に向けた戦略を打ち出しおり、排出量の多い臨海部での事業所等の新設にあたり、温室効果ガスの排出量の削減に寄与することを要件としています。

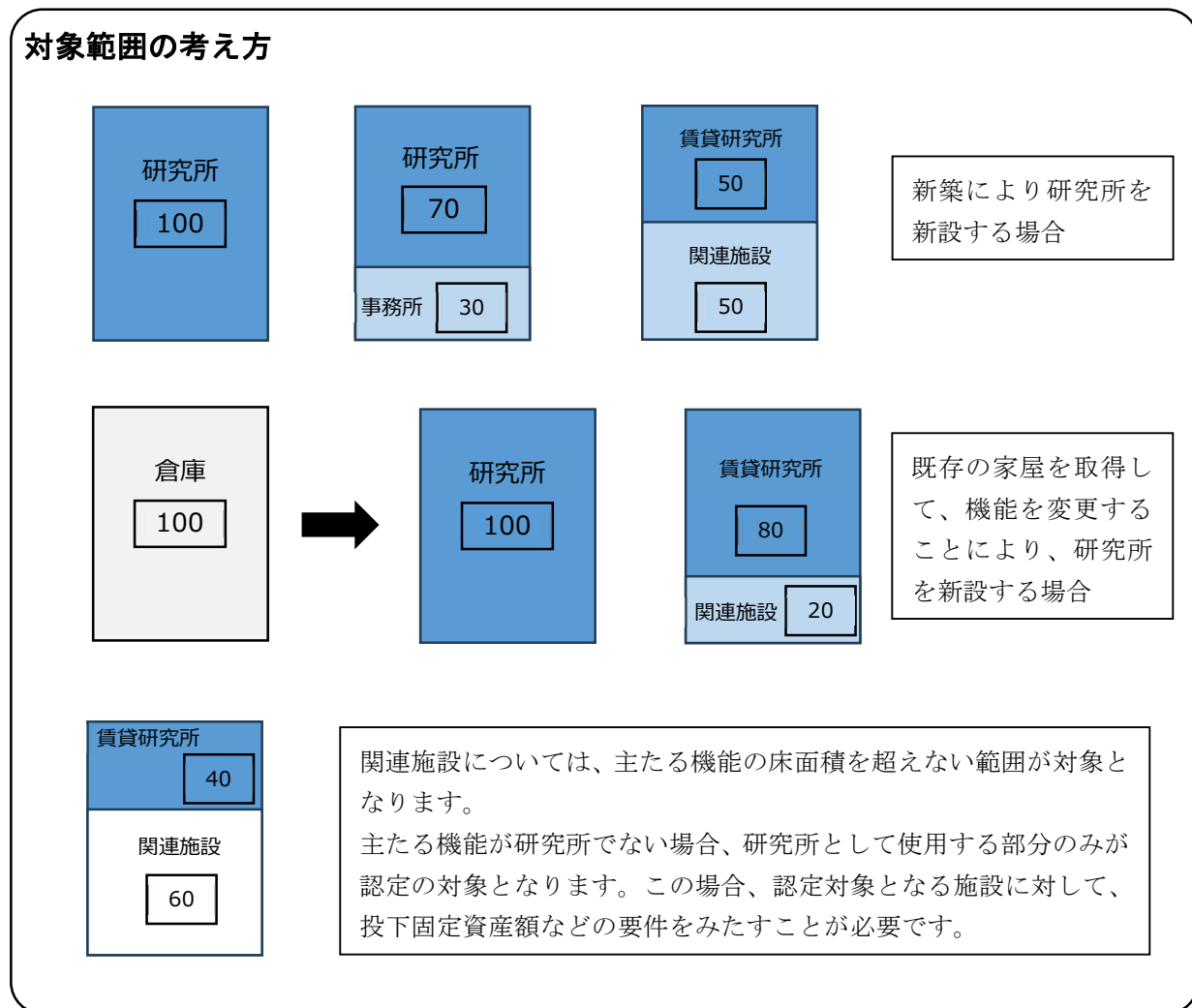
事業所等の新設において、従来の同種施設と比較した際の温室効果ガス削減への寄与等から判断します。

※補助金の額は、各施設における投下固定資産額（土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用）に、補助率を乗じた額を交付します。

※事業開始後、5 年度以内の分割交付にて交付します。

※神奈川県が企業立地等の促進を目的として交付する補助金については、本制度との併用が可能です。ただし、本市の他の補助金等を活用した場合は、当該補助金等の額を控除した額が補助対象経費となります。

※「新設」とは、自社活用型施設又は賃貸 R&D 型施設を新たに建築し、取得することのほか、既存の建物を取得し、用途変更のため改造又は改装を行う場合など、資本的支出に該当する場合も対象となります。



③テナント事業者支援 ②を活用して新設された賃貸 R&D 施設に入居するテナント事業者に対して補助金を交付します。

※研究所及び工場の用に供するために入居する必要があります。

研究所：機械及び装置又はシステム等の技術開発及び素材や製品の開発を行うための試験研究、分析評価等を行う施設

工場：機械及び装置を設置して製造、加工等の業務を行う施設

3. 認定手続

(1) 自社活用型、賃貸 R&D 型

認定の可否を適正に審査するため、認定審査会を設置し、専門家の意見を参考にして認定の可否を決定します。

認定の可否にあたっては、主に次の項目を中心に審査を行います。

①研究開発拠点の形成への寄与	ア 土地利用計画等との整合性	・提出された事業計画が、当該土地の土地利用方針等に合致したもののか。
	イ 臨海部ビジョンとの整合性	・臨海部ビジョンの30年後の目指す将来像の実現に向けて、リーディングプロジェクトの目標達成に資する事業であるか。
	ウ 先端性・新規性・優位性	・先端性、新規性のある技術、研究内容であるか。 ・他社との差別化が図られているか。または、持続的に競争優位性を確保できる事業計画となっているか。
	エ 社会的貢献度	・社会的に貢献度の高いものであるか。
	オ オープンイノベーション	・大学や企業などによる共同研究・受託研究、人材流動などが推進されるようなオープンイノベーションに資する機能を備えているか。
②事業内容	事業計画・スケジュール等の妥当性	・上記の拠点形成に必要な設備や機能を備えた事業計画となっているか。 ・事業スケジュールについて、無理のない計画となっているか。 ・事業化に向けた課題の有無。有の場合、課題の解決に向けた取組内容が及びスケジュールは妥当であるか。
③経営内容	投資計画等の実行性	・財務状況、決算状況、収益性、健全性等は、事業を遂行するのに十分か。
④環境への対応	温室効果ガスの排出量の削減について	・従来の同種施設と比較して温室効果ガスの排出量削減に寄与する設備投資の計画となっているか。
⑤本市経済への貢献度	ア 本市経済への波及効果	・市内企業への発注等、本市経済への波及効果が見込まれるか。
	イ 税源涵養効果	・設備の投資等により、本市への税源涵養効果が見込めるか。
	ウ 雇用の創出	・常用雇用者の十分な確保、市民の雇用等、雇用創出効果をもたらす事業であるか。

※①－ウ「先端性・新規性・優位性」、⑤－ウ「雇用の創出」については、自社活用型のみ該当

認定にあたっては、提出された申請書をもとに、事業計画や投下固定資産の内容等についてヒアリングを行います。また、詳細について必要な報告若しくは書類の提出を求め、又は現地調査等により、内容に関して調査を行うことがあります。

(2) テナント事業者支援

認定申請書に基づき、認定の可否を決定します。賃貸 R&D 施設に実際に入居し、研究等の事業を行うテナント事業者が対象となります。

【対象となる事業の具体例】

	具体的なケース	補助可否	備考
事業者	賃貸 R&D 施設所有者と自ら賃貸借契約を行い、自ら入居し事業を行う場合	○	
	賃貸 R&D 施設の所有者（甲）と賃貸借契約を行った賃借人（乙）と賃貸借契約を行い、入居する者（丙）が事業を行う場合 ※転貸借により入居する場合	○	補助対象となる事業者は実際に入居し、事業を行う者（丙）となります。
	賃貸 R&D 施設の所有者（甲）と賃貸借契約を行った賃借人（乙）のグループ企業（丙）が入居し、事業を行う場合	○	補助対象となる事業者は実際に入居し、事業を行う者（丙）となります。
事業内容	入居する事業者自らが、研究開発を行う場合	○	日本標準産業分類に掲げる大分類 L-1 中分類 71-711-自然科学研究所が対象となります。
	自然科学に関する受託研究、機器及び装置等を使用して試験・分析評価を行う受託分析	○	
	飲食や土業関連など、研究業務を支援する事業	×	
	事務所、イベントホール、会議室、トレーニングセンター、ショールーム等	△	研究所及び工場の用に供するために入居することが必要です。 ただし、事務所、イベントホール、会議室、トレーニングセンター、ショールーム、休憩室、ロッカー室、食堂等については、研究所及び工場の主たる機能の床面積を超えない場合に限り、補助対象とします。

3 補助対象の内容

(1) 自社活用型、賃貸 R&D 型

①補助対象経費に含まれるもの（要領第5条第1項）

補助対象経費に含まれる償却資産の対象は、構築物、建物附属設備並びに機械及び装置となります。ただし、生産機能や研究開発機能等に必要なものに限りません。

資産の種類	具体例
構築物	生産機能や研究開発機能等に必要な配管、タンク等
建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、各種産業用機械及び装置 ※研究開発に必要な装置、機器等もこちらに含むものとします。

②補助対象経費に含まれないもの（要綱第5条第1項及び要領第7条）

生産・研究開発・事務所機能と直接関係のない土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用や製造工程を形成しない駐車場機械装置等又は自走式作業用機械設備の取得に要する費用等は、補助対象経費に含まれません。

資産の種類	具体例
構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の舗装・フェンス・門・庭園・緑化施設等の外構工事、屋上の看板等 ・不特定多数の人を対象とする物品販売施設、アミューズメント施設、研修施設・社員寮・体育館・プール等の福利厚生施設等
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場機械装置等、研究開発又は製造工程を形成しない機械及び装置の取得に要する費用 ・大型特殊自動車等、自走式作業用機械設備の取得に要する費用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・償却資産の申告対象でない資産（ソフトウェア、自動車、保険料、解体・移転費） ・公共移管する道路用地等に係る費用 ・引越に要する運送費等の費用 ・土地の造成費用、既存建築物・設備等の取壊費用、調査費用等 ・消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料（銀行振込、不動産仲介手数料等） ・企業集団に属する企業間や関係会社等との間で取引等が行われた土地、家屋又は償却資産の取得に要する費用（家屋の新設、増設又は更新に要する費用及び償却資産の取得に要する費用は除く）

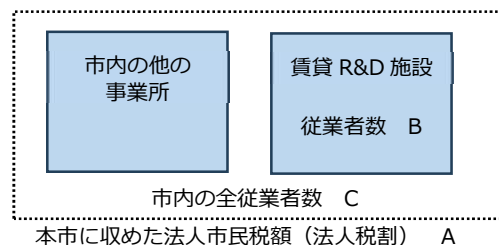
(2) テナント事業者支援 (要綱第5条第3項)

①法人市民税 (法人税割) (要領第9条第1項第1号)

ア 入居する賃貸 R&D 施設以外に、市内に事業所がない場合

本市に収めた法人市民税額 (法人税割) が、補助額となります。※納付額は提出いただく納税証明書、申告書の写し等により確認します。

イ 入居する賃貸 R&D 施設以外に、市内に事業所がある場合



本市に収めた法人市民税額 (法人税割) (A)のうち、入居する賃貸 R&D 施設以外の事業所に相当する額が、補助対象経費から控除されます。

(計算式)

$$\text{補助対象経費となる法人市民税 (法人税割) 相当額} = A \times B / C$$

②固定資産税 (償却資産) (要領第9条第1項第2号)

ア 入居する賃貸 R&D 施設以外に、川崎区内に事業所がない場合

本市に収めた固定資産税額 (償却資産)のうち、賃貸 R&D 施設で所有する資産に対して課税される固定資産税 (償却資産) が、補助額となります。※課税額は提出いただく納税証明書 (川崎区)、償却資産台帳等により確認します。

イ 入居する賃貸 R&D 施設以外に、川崎区内に事業所がある場合

本市に収めた固定資産税額 (償却資産)のうち、賃貸 R&D 施設で所有する資産に対して課税される固定資産税 (償却資産) が、補助額となります。区内に複数の事業所等がある場合は、償却資産台帳等を参考に、賃貸 R&D 施設で所有している資産について、固定資産税額 (償却資産) 相当額を試算し、補助金額とします。

(計算式)

【前年中に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2)$$

【前年前に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

※減価率：耐用年数に応じた減価率が固定資産評価基準に定められています。

4 提出書類

1. 認定申請書（要綱第8条第1項）

(1) 自社活用型、賃貸R&D型

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業認定申請書（第1号様式）
提出期限	補助対象事業に着手する日の前日
添付書類	<p>○企業概要書（第1号様式（別紙1））</p> <p>[添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業パンフレット、定款、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・直近3期分の決算書（附属明細書を含む） ・最新期の有価証券報告書（作成企業のみ） <p>○事業計画書（第1号様式（別紙2-1））</p> <p>[添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画図（位置図、平面図、立面図、面積表、設備図等その他計画の概要が分かる書面）及び現況写真（外観・内部） ・工事又は設備導入における工程表 ・不動産証券化の手法を用いる場合、不動産証券化のスキーム図と信託契約書の写し <p>○補助対象経費積算書（事務所・工場用）（第1号様式（別紙3））</p> <p>[添付資料]</p> <p>見積書の写し等、その価額を証する資料</p> <p>○補助対象経費積算書（研究所用）（第1号様式（別紙3））</p> <p>[添付資料]</p> <p>見積書の写し等、その価額を証する資料</p> <p>○補助対象経費積算書（賃貸R&D用）（第1号様式（別紙3））</p> <p>[添付資料]</p> <p>見積書の写し等、その価額を証する資料</p> <p>○誓約書（第1号様式（別紙4））</p> <p>○情報提供等承諾書（第1号様式（別紙5））</p>

【注意点】

- ・申請要件の確認のため、認定申請書の提出前に、本市への事前相談をお願いいたします。
- ・補助対象事業に着手する日とは、補助対象事業のうち、土地の売買等の契約又は家屋の建設若しくは償却資産の取得に係る契約行為を行う日のうち、最も早い日となります。
- ・企業パンフレットは、川崎の事業所のパンフレットがあれば添付してください。
- ・補助対象経費積算書は、基本、契約単位の一覧を作成し、見積書と名称を合わせてください。
- ・見積書は、日付や税抜価格での記載、押印が必要となります。内訳は、名称で概要がわかる程度に項目を分けて作成してください（特に、補助対象外となるものが含まれる場合は、項目を分けてください）。

(2) テナント事業者支援

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業認定申請書（第1号様式）
提出期限	補助対象事業に着手する日の前日
添付書類	<p>○企業概要書（第1号様式（別紙1））</p> <p>[添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業パンフレット、定款、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ・直近3期分の決算書（附属明細書を含む） ・最新期の有価証券報告書（作成企業のみ） <p>○事業計画書（第1号様式（別紙2-2））</p> <p>[添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の納税証明書 <p>○誓約書（第1号様式（別紙4））</p> <p>○情報提供等承諾書（第1号様式（別紙5））</p> <p>○同意書（第1号様式（別紙6））</p>

2. 着手届（要綱第8条第7項）

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業着手届（第3-1号様式）
提出期限	設備投資等に着手した日から10日以内
添付書類	なし

3. 入居届（要綱第8条第8項）

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業入居届（第3-2号様式）
提出期限	賃貸R&D施設に入居した日から10日以内
添付書類	賃貸借契約書等、入居の実績が分かる書類

4. 完了届（要綱第8条第9項）

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業完了届（第4号様式）
提出期限	設備投資等が完了した日から10日以内
添付書類	なし

5. 交付申請書（要綱第13条第1項）

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業交付申請書（第7-1号様式）
提出期限	新設した事業所等が事業を開始した日から90日以内
添付書類	<p>○事業計画書（第1号様式（別紙2-1））※変更がある場合 [添付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画図（位置図、平面図、立面図、面積表、設備図等その他計画の概要が分かる書面）及び現況写真（外観・内部） ・工事又は設備導入における工程表 ・不動産証券化の手法を用いる場合、不動産証券化のスキーム図と信託契約書の写し <p>○補助対象経費積算書（第1号様式（別紙3））※変更がある場合 [添付資料]</p> <p>見積書の写し等、その価額を証する資料</p>

6. 交付申請書（要綱第13条第3項）

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業交付申請書（テナント）（第7-2号様式）
提出期限	補助対象期間の属する年度に係る法人市民税（法人税割）又は固定資産税（償却資産）の納付期限が属する年度の3月31日まで
添付書類	<p>○直近の納税証明書</p> <p>○法人市民税（法人税割）又は固定資産税（償却資産）の申告書類の写し</p> <p>○事業計画書（第1号様式（別紙2-2））※変更がある場合</p> <p>○補助対象経費積算書（第7-2号様式（別紙1）） [添付資料]</p> <p>固定資産台帳及び償却資産台帳の写し</p>

7. 実績報告書（要綱第16条第1項）

申請書	川崎臨海部研究開発機能強化補助金事業実績報告書（第9号様式）
提出期限	交付申請後30日以内
添付書類	<p>○発注実績報告書（第10号様式）</p> <p>○入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第11号様式）</p>

お問い合わせ先

川崎市臨海部国際戦略本部事業推進部

TEL:044-200-0524 email:59jigyo@city.kawasaki.jp

<https://www.city.kawasaki.jp/590/page/0000127577.html>